

西内(健)委員長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、議会デジタル化検討小委員会を開きます。

御報告いたします。上田(貢)委員から少し遅れる旨の連絡がっております。

本日は、議会のデジタル化について御協議願うため、お集りいただきました。本日の小委員会では、これまでの議運における委員会のオンライン開催等についての議論と、全議でのオンライン委員会に関する検討結果の報告を県外調査の実施前に受けることとしていました。

それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願います。

1. これまでの議運における委員会のオンライン開催等についての議論

2. 全議の専門委員会でのオンライン委員会に関する検討結果報告

西内(健)委員長

はじめに、これまでの議運における委員会のオンライン開催等についての議論と、全議の専門委員会でのオンライン委員会に関する検討結果報告について、合わせて事務局に説明させます。

田淵政策調査課長

それでは、私のほうからまず資料1の説明をさせていただきます。

資料1の高知県議会運営委員会のオンライン開催等に関する議論のほうを御覧ください。

令和2年度ですが、まず令和3年2月16日に開催されました議会運営委員会におきまして、県民の会の方から「新型コロナウイルス感染症に関し、委員会のオンライン開催及び傍聴者の取扱い等について議運で協議してはどうか」との提案があり、事務局において議会内で感染者が確認された場合等の現在の対応を整理し、次の議運で協議することとなったことが、検討の始まりになります。

その次に開催されました令和3年3月2日の議会運営委員会では、事務局において整理をしました議会内で感染者が確認された場合の本会議それから委員会の運営についてと、オンライン委員会の開催に関する総務省の見解、他の都府県の条例制定の状況を説明し、会派に持ち帰り検討することとなりました。その次、3月10日の議会運営委員会では、次期議運に申し送り、オンラインでの委員会開催について議論すること、自由な意思の表明の確保や情報セキュリティ対策など課題を研究することとなりました。

続きまして、令和3年度になりまして、6月18日の議会運営委員会において、委員会へのオンライン参加を認めている当時11の都府県の状況と、オンライン会議を実施する場合の課題等について説明をし、課題が多岐にわたっていることから、事務局で当面調査を継続し、課題の分析や全国の動向の把握が進んだところで、改めて議運で協議することとなりました。

その際に委員から出された意見を受けまして、委員会室に参集する形が基本原則であることを踏まえた上で、緊急事態宣言が出ている場合や大規模災害なども想定して、オンラインで委員会を開催することが可能な環境整備をしておく検討をすることとなりました。

その次の令和4年2月16日の議会運営委員会では、オンライン委員会を認めている都府県の状況、その中でも取組が進んでいる大阪府議会のオンライン委員会の運営状況等、それから全国都道府県議会議長会が調査をしましたオンライン委員会の

運営等に係る具体的な課題について説明をいたしました。その結果、全国都道府県議会議長会のデジタル化専門委員会で令和4年4月に予定されていた検討結果の取りまとめを確認した上で協議を行うこととしまして、次期議運に申し送りすることとされたものです。

令和4年度になりまして、4月6日の議会運営委員会で設置することとなったこの議会デジタル化検討小委員会において検討することとなりました。

引き続きまして、資料2のほう、デジタル化専門委員会の検討結果の取りまとめについて御説明をします。

資料2-1、都道府県議会デジタル化専門委員会が取りまとめ、令和4年4月22日に推進本部に報告をされました、オンライン委員会の開会に当たって留意すべき事項について、その概要でございます。資料2-2もありますが、そちらは全体版ということですので、概要版である資料2-1のほうで説明をいたします。

資料2-1表紙をめくっていただきまして、左に4と出ていますが、そのページを御覧ください。

オンライン委員会の検討経緯について、都道府県議会デジタル化専門委員会は、令和3年6月25日に、地方議会がデジタル化推進に取り組む基本的な考え方等を取りまとめた報告書を都道府県議会デジタル化推進本部に提出をしました。

この報告書では、議会のデジタル化の大きな目的は、平時・災害時・コロナ禍にかかわらず、議会機能を十分に発揮し、住民とのコミュニケーションを確保できるようにすること、議会のデジタル化に関する課題のうち、必要なものは国に働きかけを行うことなどが提言をされました。その後、令和3年9月1日にデジタル庁が発足、議長会では10月20日に第二期の推進本部をスタートさせまして、11月17日には、推進本部から専門委員会に、オンラインで委員会を開会する場合の課題を検討するよう委嘱をされ、このたび、平時・災害時・コロナ禍にかかわらず、議会機能を十分に発揮するため、議会審議を実質的に深める場である委員会のオンラインによる開会の意義や、開会に当たって留意すべき事項に関する報告書が取りまとめられました。

報告書の構成は、その下の欄のとおりであります。それぞれの項目の主な内容を御説明をいたします。

その次のページ、5ページを御覧ください。

オンライン委員会の意義として、コロナ禍や災害時等においても、審議を実質的に深める場である委員会を開会できるようになること、それから、委員会審査に出席したいが、コロナ禍における濃厚接触者や、育児・介護などの理由により委員会室に行けない委員が出席できるようになることが挙げられています。オンライン委員会の活用は、議会における民主主義のデジタル化の重要な方策のひとつであり、地方公共団体の意思決定を行う役割を最大限果たすために、オンラインによる開会についてできる準備を行う必要があります。

オンライン委員会のパターンの整理としまして、委員会の構成メンバーである正副委員長や委員の出席状況によりA、B、Cの3つのパターンに整理をして検討されております。パターンAとBは、委員や正副委員長の一部がコロナの濃厚接触者と認定され、又は育児・介護などの理由により委員会室に行けないため、自宅などからオンラインで出席をする場合、パターンCについては、コロナ禍において、ほとんどの出席者が濃厚接触者と認定されたりするなどにより、出席者が委員会室に

集まることが困難な場合として整理をされています。

3つのパターンで大きな違いは3点。1つ目は、オンライン委員会を開会する事由が個別事由か、そうでないか。2つ目は、委員会室という場所があるか、ないか。3つ目は、委員会運営を行う委員長又は正副委員長が委員会室にいるか、いないか。こうした点を踏まえて、論点整理がされています。

先だっの廣川先生に講演いただいた際にもお話がありましたスモールスタート、まずは一部の委員がオンライン出席する場合について検討を行い、最終的には全員がオンライン出席することも含めて検討していくことが適当ではないかと考えられます。

次のページを御覧ください。

オンライン委員会の開会の事由としまして、これまでオンライン委員会の環境整備を行った16都府県で定める開会事由を整理しますと、まず、新型コロナウイルス感染症等重大な感染症のまん延防止等が16都府県のすべて。それから、大規模な災害の発生等が13府県。それから、育児・介護等が3府県。その他特に必要がある場合等が6県となっています。

個別事由となるかならないか、個別事由であれば、パターンA又はB、個別事由でなければパターンCとなりますが、これについては、「新型コロナウイルス感染症等重大な感染症のまん延防止等」で、例えば、一部の委員が濃厚接触者と認定をされ、委員会室に行けない場合は個別事由となり、ほとんどの出席者が濃厚接触者と認定されて委員会室に参集困難な状況の場合、個別事由とはならないこととなります。「大規模な災害の発生等」で言えば、例えば、一部地域で大規模な災害が発生をし、当該地域の委員が委員会室に行けない場合は個別事由となり、当該都道府県のほぼ全域で大規模な災害が発生して、ほぼ全ての出席者が委員会室に参集困難な状況の場合、個別事由とはならないこととなります。

一方、議員個々の事由として「育児・介護等」をオンライン出席の事由として規定している場合、これはパターンA又はBとなります。育児・介護を行う議員が、議員の職務を果たすため、委員会室に参集はできないが、オンラインで委員会審査に参加したい意向がある場合、基本的には委員会審査中に育児や介護に従事しなければならないかどうか判断基準になると考えられます。例えば、乳幼児や介護が必要な人を第三者に預け委員会審査には参加できるが、その預け先までの送迎時間を含めると委員会室まで行けないときなどはオンラインで委員会に出席し、委員会審査中も育児や介護に従事する必要がある場合等には委員会を欠席することが考えられます。

続いて、オンライン委員会開会の手続についてですが、パターンA、Bは、委員等の個別事由によりオンライン委員会が開会されることとなるため、オンライン出席を希望する委員等からの請求による4つの手続が考えられます。まず、委員等がオンライン出席を希望することを請求をし、委員長がオンライン委員会の開会を決定後、オンライン出席を希望する委員等が申請をし、委員長が許可する方法。それから、委員等がオンライン出席を希望することを請求し、委員長がオンライン委員会の開会を決定後、オンライン出席を希望する委員等が届け出る方法。それから、オンライン出席を希望する委員等が申請をし、委員長が個別にオンライン出席を許可する方法。それから、オンライン出席を希望する委員等が個別に届け出る方法。こういう4つの手続が考えられます。

事務局のオンライン委員会開会の準備を考慮しますと、委員からの正式な申請又は届出は直前になったとしても、可能性を含めた事前の連絡を早めに行うことが望ましいこととなります。

一方、パターンCは、ほとんどの出席者が新型コロナウイルスの濃厚接触者と認定されたり、職員がコロナに集団感染し、庁舎が閉鎖されるなど委員会室に集まることが困難という理由により、委員長がオンライン委員会の開会を決定することとなるため、委員等からの申請や届出は不要とすることも考えられます。

その次のページを御覧ください。

オンライン出席委員の本人確認として、パターンA、B、Cのいずれでも、あらかじめ委員に通知したID、パスワードによるログインが行われているか、画面上に委員が映り、本人の音声であるかなどの確認を行うことが必要と考えられます。また、ログインに当たり、出席確認をより厳格に行うのであれば、ID、パスワードを入力すると、スマートフォンにパスコードが送信され、パスコードをタブレット端末等に入力させるなどの二段階認証を設けることも考えられます。

オンライン出席委員の周辺環境としては、パターンA、B、Cのいずれでも、委員会審査に集中でき、自由な意思表示の確保ができる環境が必要であり、具体的には、自宅の自室や事務所内の個室等、静ひつが保たれている環境からオンライン出席することが必要と考えられます。オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないことや、委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすることも必要と考えられます。

また、オンライン出席する委員の通信環境が良好な状態であることも必要であり、大阪府の例でいうと、無線LAN、Wi-Fiは環境によっては接続が不安定になり途切れる場合があるため、接続は有線LANを推奨をしています。加えて、オンラインでの委員会開会の本格実施を前に、議員の自宅や事務所等と委員会室との間の通信状態をテストをしておき、そのような事前準備は有用であると考えられます。

委員長がオンライン出席する場合の運営としましては、オンラインで出席する委員長が、その職務を果たすためには、映像と音声の一時的な不具合が生じた場合にどう対応するか、また、委員会室のカメラの設置台数の少ない場合等の委員会室の状況が把握しづらい場合にどう対応のかなどの課題があります。委員会室及び委員長の自宅等における通信環境の整備や、委員会室全体及び他のオンライン参加者をはっきり確認できるカメラの設置台数について検討するとともに、議会事務局職員から電話等で適宜連絡を受けるなどの体制を整備することが必要となります。なお、大阪府の例では、正副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンラインにより出席することができない運用にしております。

起立採決につきまして、パターンA、B、Cのいずれでも、映像で採否が確認しやすいようオンライン出席する委員は挙手で表決すること、他の委員の賛否に影響されないよう委員会室で出席する委員とオンライン出席する委員は同時に起立又は挙手することにより賛否を表明し、映像で賛否がわかりづらい場合は委員長が個別に確認をすることという留意点が示されています。特に、委員長がオンライン参加するパターンBの場合は、委員会室を広角カメラ1台で撮影している場合、オンライン出席する委員長は委員会室の委員の賛否の確認が映像では難しいと考えられます。このため、委員長が委員会室の議会事務局職員と電話等でやりとりをしながら、賛否の状況を確認をし、採決結果を宣告することが重要となります。

投票による議案の採決について、現行の会議規則は、委員会室にすることが求められる内容のため、オンライン出席委員が委員会室以外から投票を行うためには会議規則の改正が必要であること、また、無記名投票や正副委員長の互選投票を行うためには、秘密性、公正性が担保されることが必要となります。投票記録と投票者が結びつかない仕組みの電子投票システム導入などが必要となります。なお、大阪府の例では、オンライン委員会においては投票による表決を行うことができないとされています。

委員長の秩序維持に関する措置としましては、委員長が委員会室にいるパターンAでオンライン出席委員が秩序を乱す場合、まず、発言を禁止するときは、委員長が発言を禁止する旨宣告をする。オンライン出席委員が発言をやめない場合は、委員長が音声を遮断する旨宣告をし、委員長の指示に基づき事務局が音声を遮断することも考えられます。退場させるときは、委員長が退場を命ずる旨宣告をし、オンライン出席委員が自ら映像と音声を切断する。オンライン出席委員が自ら切断しない場合は、委員長が接続を遮断する旨宣告をし、委員長の指示に基づき事務局が接続を遮断することも考えられます。それから、委員会を閉じ、又は中止するときは、委員長が委員会の閉会、中止を宣告することとなります。委員長がオンライン出席をし、委員が委員会室で出席のパターンBで委員会室にいる委員が秩序を乱す場合、基本的にはパターンAと同じ対応ですが、退場させるときは、委員長が退場を命ずる旨宣告をし、委員が自ら退場してもらうこととなります。

次のページを御覧ください。

通信障害が生じた場合の代替手段として、パターンA、B、Cのいずれでも、委員の通信障害が発生した場合の対応は、まず①委員長が休憩を宣告、②議会事務局職員がオンライン出席委員に電話等により状況確認、③-1通信環境が復旧した場合、委員長が再開を宣告し、委員会を続行、③-2通信環境が復旧しない場合、当該委員は欠席とし、委員長が再開を宣告して委員会を続行することとなります。パターンB、パターンCにおいて委員長の通信障害が発生した場合の対応は、①委員長に事故があるときとし、副委員長が休憩を宣告、②議会事務局職員がオンライン出席する委員長に電話等により状況確認、③-1通信環境が復旧した場合、委員長が再開を宣告し、委員会を続行、③-2通信環境が復旧しない場合、委員長に事故があるときとし、副委員長が再開を宣告して委員会を続行することとなります。

なお、事務局の通信障害が発生した場合は、委員長と電話等で連絡を取り、委員長が休憩を宣告する等の方法を決めておくことも考えられます。

オンライン出席委員が使用するタブレット端末等の留意点としまして、議会が貸与するタブレット端末等は、通信障害やタブレット端末等の不具合が発生した場合は、議会事務局職員がマニュアルに基づき、電話等で解決方法を伝えられること、議会として推奨するセキュリティソフトがインストールされていることがメリットとして挙げられます。一方で、私物のタブレット端末等は、通信障害やタブレット端末等の不具合が発生した場合、タブレット端末等を所有する委員のみで解決を図らなければならないこと、セキュリティソフトに係る費用を自己負担しなければならないことに留意すべきとされています。加えて、私物のタブレット端末等に個人情報情報を保管することのセキュリティについても配慮する必要があります。

なお、議会が貸与するタブレット端末等でオンライン委員会の接続をしながら、そのタブレット端末で配付資料を見ることは難しいことから、オンライン出席委員

は、配付資料について、紙で出力し閲覧をする、または別の端末を使用して閲覧するといった可能性があり、今後ペーパーレス化を進める場合には、そういった点を考慮する必要があります。さらに、パターンBの場合、委員長はオンライン委員会の接続をしながら、配付資料、進行手板などにも目を通す必要があるため、それら全てをタブレット端末等で見て議事を進めるとなると、最大3台の端末が必要になるということになります。

議事の公開方法としまして、パターンAとパターンBは、委員会室という場所があるため、通常の委員会と同様、委員会室での傍聴が可能です。パターンCは、委員会室という場所がないため、インターネットによる中継配信による方法が考えられます。今後、パターンAとパターンBにおいて、インターネットによる中継配信を検討することとなった場合には、県民が視聴し、委員会の審査内容を把握するだけでなく、各委員の様子を見て選挙にも影響するものと考えられますので、各委員の顔が同様に映るよう配慮する必要があります。

おわりに、としまして、地方議会のデジタル化は、オンラインでの委員会を開会するための環境整備のほか、議員へのタブレット端末等の配付や議会棟へのWi-Fi設置等にとどまるものではないこと、地方議会は、住民を代表する選挙された議員で構成をされ、地方公共団体の意思決定を的確に行うことが必要であり、その基となるのは県民の声であること、デジタル技術やツールを活用し、県民の声をどのように議会に反映していくか、それに向けた議論はますます重要になっていくこと、今後、先進的な取組を調査をし、それに係る効果的な方策等について検討していくことが重要とされております。

なお、この報告書について、推進本部と専門委員会で意見交換が行われ、推進本部からは、デジタル化が進む中、議会がどのように住民の声を把握するか、また、議会がどのように住民へ分かりやすく興味、関心を持てるよう情報発信を行ったらよいかなどを検討するよう、専門委員会に委嘱をされております。

説明は以上であります。

西内(健)委員長

ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問、御意見がございましたら、どうぞ。

米田委員

資料2-1の6ページの報告書のポイントというところで、16都府県のオンラインの開会の事由という「その他特に」というのは、何か考えられることがありますかというのと、それとやっぱり、育児・介護等の場合は、なかなかその、オンラインで専念できるかなという、率直な思いがあるんですね。できるだけどうするかという参加はありますけども、本来、保育はどっか預けるあるいは介護はヘルパーさんに来てもらうという対応のほうが、当事者にとってもいいんじゃないかなと思うんですが、結局、育児・介護で出れないということは、そこに子どもさんなり、お父さんお母さん高齢者の方なり、介護の対象の方がおいでるわけですから、なかなかその、審査・議論に集中、かえってしにくいんじゃないかと、心配しゆうわけで。そこら辺は、そんなふうを考えて、こういうところをやるようになったのか。その2つを、ちょっとわかったらお聞きしたい。

田渕政策調査課

全ての情報を把握できていないのは、申し訳ないところなんですけど、大阪府の例

R4. 7. 19 議会デジタル化検討小委員会

- 長 で「その他」っていうのは、体調不良等が考えられるというところです。実際この報告書のほうでも、育児・介護の場合、オンライン、基本その、第三者がみてもらうような状況が整っておれば、というのが前提という部分が報告書に書かれておりますので、そこは、実際その、育児・介護をどう考えるかっていうのは、そこまで結論が出されているわけではないんですけども、導入する各都道府県で、判断すべき内容ということになります。
- 米田委員 わかりました。私たちもどうするかということをごここで検討したほうがえいかなというふうに思います。そうやってこう、サポートしてくれる方をおうちでも構えらるとなると、結局本人が信頼してそこで任せて、委員会室へ来るほうが、より集中できますよね。そこら辺ちょっと、もう少し検討すべきかなあとと思いますので。
- それと、最後のページの、議事の公開のところ、結局、傍聴が可能ということで、普段も傍聴できるというのと、インターネットによる中継配信という場合もあり得るんで、高知県議会もその議論してますんで、あわせてこの際ですね、通常インターネットの配信、常任委員会も出来るようなこともあわせて検討したほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので、今報告を聞いて、そんなふうに感じました。
- 西内(健)委員長 その件に関しては、今回は、オンライン委員会をどうするかということで、インターネット中継に関しては、議運のほうでも、来期以降ということにしておりましたので、今回は、オンライン委員会の開催の是非というそういったことをですね、話し合うということになっている場でございますので、インターネット中継に関しては来期以降の議運で話し合うということで、よろしいですかね。
- 米田委員 えいがやけど、ここは現に、オンライン委員会やるに当たっての中継配信も併せて位置づけされているんで、一緒に考えていかんといかんじゃないですかという。まあ、スモールスタートということで、そのときにやりなさいとはならんかもしれんけど。
- 西内(健)委員長 そこは、考慮に入れながらですね。ほかにございますでしょうか。
- 横山委員 委員長がその、6ページですかね、オンライン委員会の開会を決定する方法、それと、希望者が届出する方法っていうふうにありますけど、現在やられている議会で、どのようなパターンでやってるのかなというのをちょっと教えていただきたいのと、オンライン委員会のオンラインで参加するかどうかというところに、個別の理由、先ほど米田委員も「その他」は何なんだということをいわれていましたけど、個別の理由ってのを、その決めている議会があるのか、例えば感染であったり、育児・介護というふうに決めて、それ以外は認めないというふうにしているのか。その辺の状況、教えてください。
- 西内(健)委員長 課長、わかりますか。

R4. 7. 19 議会デジタル化検討小委員会

| | |
|----------|--|
| 田淵政策調査課長 | 大阪府の例で言いますと、基本、育児・介護の場合は、参加したい委員が請求をすることになって、それを受けて委員長が判断をするということになっています。大阪府の条例で言いますと、まず重大な感染症のまん延防止の観点、それから大規模な災害等の発生により委員会の会場への参集が困難と判断される実情がある場合ということと、あと2号として、育児・介護等のやむを得ない事由により委員会の開会場所に参集が困難な委員から（オンライン）委員会の開会の求めがある場合ということになっておりまして、育児・介護等の場合は、請求というのは前提。一方で、まん延防止とか大規模災害の場合は、一定、そういう開会の求めがなくても、委員長のほうで判断ができるというような形で整理されています。そこは、各県によって、規定の仕方によって様々あるかとは思いますが。 |
| 横山委員 | 委員長のオンラインの開会を決定する方法、黒囲みをしてるやつとその出席を希望する委員が届出をする方法というのは、どれぐらいの割合、全国でどっちを使っているのか、その辺はわかりますか。 |
| 田淵政策調査課長 | まだ、その辺りはちょっと詳細把握ができていないです。 |
| 横山委員 | わかりました。ありがとうございます。 |
| 西内(健)委員長 | よろしいですか。ほかに。 |
| 大石委員 | どうもありがとうございました。わかりやすくまとめていただいて、非常に良く理解できました。今、いろいろと議論がありましたけど、茨城県とか大阪府の条例でうたわれていないですし、条例上そういう文言が入るのかわかりませんが、あくまでも通常のこの対面で集まる委員会というのが基本であって、オンラインでやるというのは特別措置と言いますかね、緊急的な避難措置だというふうなことについて、位置づけみたいなことを文章上ですね、するとかっていうことは考えられるのかとかというのは、法的にはどうなんでしょう。 |
| 田淵政策調査課長 | 文章的に規定することは、それは県の考え方で、そこは可能ではないかと思えます。 |
| 大石委員 | 法務上は問題ないということですね。あくまでもできるという規定で、大体他の条例もしてますけれども。本来、より議論の中で、あくまでも緊急、本来集まるのが一番大事であるというふうなことは、うたい込もうと思ったらうたい込めないことはないということですね。 |
| 田淵政策調査課長 | そうですね。 |
| 大石委員 | 法的にはね。わかりました。 |
| 西内(健)委員長 | よろしいですか。 |

- 西森副委員長 一つだけちょっと、分かればですけども、教えていただきたいです。7ページの委員長の秩序保持に関する措置というのがあります。今後様々な形でのこの委員会での議論がされていって、高知県としての形を作っていくということになるわけですけども、その中で、先ほど説明のあった委員長の秩序保持に関する措置という中でですね、もろもろ委員長が発言禁止する旨の宣言だとかですね、等々書かれておりますけれども、これは委員に対しての委員長の裁きというかですね、そういうところがどうなるのかということが述べられておるわけですけども、例えば傍聴者がですね、何か委員会を邪魔するような状況になったとき、委員長がですね、オンラインで委員長が参加している状況の中で、どういう形の裁きができるんだろうというふうにも思ったりもしたわけですけども、その委員以外の人に対してのですね、委員長としての秩序保持に関する措置ということに関して、報告書の全体版の中もちょっと見てみたんですけども、載ってないのかなというふうに思ったんですけども、この辺りは何かいろんな他県の状況だとかですね、何かございますでしょうか。
- 西内(健)委員長 田淵課長、分かりますでしょうか。
- 田淵政策調査課長 すみません。そこまでの情報というのがちょっと整理と言いますか。
- 西森副委員長 分かりました。それで、この全体版の中にもその辺りは載ってないですよ。ということは、その辺りの議論とかがされているのかどうかですね、その辺りはどうなんでしょうね。されてるけど載ってないのか。されてないので載ってないのかという、その辺りは分からないでしょうか。
- 田淵政策調査課長 すみません。このデジタル専門委員会のほうでの議論の詳細までちょっと把握できておりませんので、議論されているのかどうかというところはちょっと。
- 西森副委員長 分からないですね。分かりました。ちょっと今度視察に行ったときに、その辺りなんかも、どういうふうな形なのかも、ちょっと聞いてみたいとも思いますけれども。以上です。
- 西内(健)委員長 ほかに。ないようでしたら、以上で協議を終了したいと思います。
それでは、各委員におかれましては、県外調査に当たり先ほど説明のあった全議におけるオンライン委員会開会にあたっての課題の検討や留意すべき事項なども踏まえ、調査していただくようお願いいたします。
また事務局におきましては、引き続き、他の都道府県議会や全議におけるデジタル化に関する情報収集をお願いいたします。

3. 県外調査について

(1) 調査項目

- 西内(健)委員長 次に、県外調査についてであります。
県外調査につきましては、6月22日の議運において日程及び調査先の決定がされたところですので。その際、視察の調査項目の詳細等につきましては、議運の正副委員

R4. 7. 19 議会デジタル化検討小委員会

長で調整の上、後日事務局から議運の委員に配付することとされております。

つきましては、これまでの小委員会での議論などを参考に、小委員会としての調査項目案を議運の正副委員長にお示ししてはとありますが、いかがでしょうか。

御異議ございませんか。

(異議なし)

西内(健)委員長

それでは、小委員会の正副委員長案を事務局に作成させましたので、お配りさせていただきます。

(事務局、資料配付)

西内(健)委員長

それでは、事務局から説明させます。

書記

それでは、調査項目案について御説明させていただきます。

今回の視察にあたりましては、栃木、茨城両県議会への負担を考慮し、正副委員長と相談の上、調査票への回答の形式で御説明いただくのではなく、相手方がお持ちの既存資料を活用しての御説明とさせていただきたいと考えております。このため、本資料は、御説明いただきたい項目として事前に相手方にお示しをさせていただくものでございます。それでは、項目の説明をさせていただきます。

最初に、栃木県議会についてでございます。栃木県議会では、議会ICT化推進計画を策定していますことから、主に、この推進計画について、御説明をいただきたいと考えております。

項目の1番目は、ICT化計画の策定についてです。計画策定のきっかけから協議検討の進め方、構成などの議論の状況、また、タブレット端末の導入コストや活用場面、執行部との連携、計画の進捗管理等について、御説明いただきたいと考えています。

次に、2番目として、オンライン委員会です。栃木県でもオンライン委員会開催のため、委員会条例が今年3月に改正されておりますので、オンライン委員会の開催状況や運用ルールなどについて御説明いただきたいと考えております。

次に、3番目として議員へのサポート、4番目としてデジタル化を進めるにあたって見えてきた課題などについて、御説明いただいた後、実際に使われているタブレット機器等の実演を見学させていただきたいと考えております。

次に、茨城県議会についてでございます。次のページを御覧ください。

茨城県議会では、実際のデジタル化の取組状況を中心に、御説明いただきたいと考えております。

項目の1番目は、これまでの取組状況についてです。

デジタル機器の活用場面としてどのような活用がされているか、また、ペーパーレス化にどのように取り組んでいるかなどを御説明いただきたいと考えております。

次に、栃木県と同様、オンライン委員会や見えてきた課題について御説明いただいた後、実際に使われているタブレット機器等の操作の実演を見学させていただきたいと考えております。

項目の説明は以上でございますが、はじめに申しましたとおり、この資料は両県議会に御説明いただきたい項目を整理して事前にお示しするものでございます。両県議会からの御説明は、既存資料を使つての御説明となりますため、この資料の順番どおりの説明とならない場合がございますことを御了承願います。

以上で、説明を終わります。

西内(健)委員長

ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問、御意見がございましたら、どうぞ、よろしくお願ひします。

(なし)

西内(健)委員長

よろしいでしょうか。

それでは、本資料を小委員会の調査項目案として議運の正副委員長にお示しさせていただきますことといたします。

なお、調査項目につきましては、議運の正副委員長において調整いただいた上、事務局から各委員に配付させていただくようになりますので、御了承願います。

(2) 日程

西内(健)委員長

次に日程についてであります。

日程につきましても、6月22日の議運において事務局より説明されたところですが、再度、確認のため事務局から説明させます。

書記

視察日程につきましては、6月22日の議運でも御説明させていただきましたが、改めて御説明させていただきます。

32ページの資料3、県外視察日程案を、御覧ください。

まず26日につきましては、8時30分に議事堂を出発、9時に高知龍馬空港に到着を予定しています。なお、直接、空港に集合される委員の皆様は、9時までに空港1階JALカウンター周辺に集合をお願いいたします。

その後、9時40分発のJAL便で羽田空港へ、11時に到着後、東京駅に移動となります。次に、12時36分発の東北新幹線で、宇都宮駅に向かい、13時25分到着の予定となります。なお昼食につきましては、時間の関係により、東京駅で皆様のお弁当を一括購入させていただき、新幹線の車中で食べていただくようになりますので御了承ください。

宇都宮駅到着後、タクシーで栃木県議会へ移動し、13時40分から約2時間、視察調査となります。視察終了後は、徒歩で宿泊場所に移動となります。

続きまして、翌27日につきましては、宿泊場所を8時30分頃に出発し、貸切バスで茨城県議会まで移動となります。10時前に到着後、10時から約2時間、視察調査となります。

視察終了後、貸切バスに乗車、途中、水戸市内で昼食をとった後、羽田空港へ向かいます。なお、大石委員、西森副委員長につきましては、御都合により茨城県議会での視察終了後のいずれかの場所で離脱されたい旨、連絡をいただいております。

羽田空港到着後、17時5分発のJAL便で高知龍馬空港へ向かい、18時25分到着の予定となります。到着後、議事堂まで帰られる方は、ハイヤーで議事堂に移動し

ていただき、すべての行程が終了となります。

資料3の裏面に名簿をつけており、議運委員10名全員参加の予定となっております。なお、事務局からは職員2名が随行させていただきます。御用がございましたら、この随行人員にお申しつけください。

最後に、県外調査に当たり、食事代やタクシー代等の支払いが必要となるため、お一人1万5,000円を預かり金として事前にお預かりさせていただきたいと考えております。事務局職員が改めてお伺いいたしますので、よろしく願いいたします。以上で、説明を終わります。

西内(健)委員長

大石委員と西森副委員長が離脱するのは、茨城県議会後ということによろしいですね。

日程等につきましては、説明のとおりで御了承願います。

なお、途中で離脱などされる場合は事務局に御連絡お願いいたします。

4. その他

(1) 次回の小委員会の開催日程

西内(健)委員長

次に、次回の小委員会の開催日程についてであります。

次回の小委員会では、県外調査を踏まえ、基本方針の策定に向けた方向性の確認と、早期にデジタル環境整備を目指すべきものなどについて協議を進めるとともに、今後のスケジュールについて確認してはとありますが、いかがでしょうか。

御異議ございませんか。

(異議なし)

西内(健)委員長

つきましては、県外調査からあまり日程を開けず、8月中旬に開催してはと考えますが、御都合はいかがでしょうか。

候補日としましては、8月17日水曜日から8月22日月曜日で考えたいと思いますが、ここで小休といたします。

(小休)

- 8月17日から22日でございます。
- すみません。ちょうど出張を入れてます。
- 全てですか。
- 全てです。
- 17、18、19日はいかん。
- それ以外でいうと。

- 手前の15、16日とか。大丈夫です。
- 15、16日は大丈夫。
- 15、16日はほかのみなさんはいかがですかね。
- 大丈夫。
- 16日で。事務局は遅いほうが、多分取りまとめというか、いろいろあるので。では、16日で調整をいたしたいと思いますが。火曜日、時間は午前10時からでよろしいでしょうか。
- はい。
- では、8月16日の午前10時を決定したいと。

西内(健)委員長

それでは、正場に復します。
それでは次回の小委員会は、8月16日午前10時から開催することといたします。

(2) その他

西内(健)委員長

最後に、その他であります。
その他で何かございますでしょうか。

(なし)

西内(健)委員長

ないようですので、協議事項は以上でございます。
以上で、本日の議会デジタル化検討小委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。